

土地改良施設維持管理適正化事業事務処理細則

制 定：昭和 52 年 8 月 8 日
最終改正：令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 本会においては、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知。）に基づく事業を円滑に推進するため、同実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知。）、施設改善対策事業実施要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け 62 構改 B 第 500 号農林水産省構造改善局長通知。）及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2155 号農林水産省農村振興局長通知）、その他農林水産省の関係通知ならびに全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款等に基づく事務処理は、この細則の定めるところによる。

(略称)

第 2 条 この細則において用いる次の表の左欄に掲げる用語（略称）は、それぞれ右欄に掲げるものをいう。

要 綱	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知）
要 領	土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号構造改善局長通知）
機能強化要綱	土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）
本 会	全国土地改良事業団体連合会
県 連 合 会	都道府県土地改良事業団体連合会
約 款	全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款
県	都道府県
事業実施者	資金拠出者で交付金を申請しようとする土地改良区等
整備補修事業	整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）
整備補修事業（一般型）	整備補修事業（一般型）、施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業
緊急整備補修	要領 3 の（3）の基準に該当する整備補修（一般型）及び安全管理施設整備対策事業実施要領 1 の（1）の基準に該当する整備補修として行われる事業
事業	この事業による交付金を受けて実施する土地改良施設の整備補修事業

(診断指導を行っていない県連合会の場合)

第3条 要綱第2の6のただし書きの規定による認定を受けようとする県連合会は、あらかじめ、本会と協議するものとする。

- 2 診断指導を本会に依存しようとする県連合会は、前項の協議にあたり、別に定める様式による施設診断指導方法書を本会に提出し承諾を求めるものとする。
- 3 前項の診断指導を本会が行う場合は、別に定めるところにより、本会と当該連合会の間で委託契約を結ぶものとする。

(予算の概算要求)

第4条 県連合会は、新たに整備補修事業及び防災減災機能等強化事業を実施しようとする土地改良区等（当該県連合会の加入土地改良区等で新たに整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象とする土地改良施設を追加しようとするものを含む。）があるときは、当該土地改良区等の実施希望事業をとりまとめて、別に定める様式による「新規事業実施要望額（予算要求調書）」を当該事業に係る適正化資金拠出を開始しようとする年度の前年度の5月末日（毎年度本会が別に期日を定めた場合は、その期日）までに本会に提出するものとする。

- 2 本会は、前項により県連合会から提出のあった事業実施要望額を全国的に調整したうえで「翌年度新規事業要望額（予算要求調書）」を作成し、農林水産省へ提出するものとする。

(事業実施計画の策定)

第5条 県連合会は、要領7に定める事業実施計画の策定にあたっては、本会から示した目標額を基準として行うものとする。

- 2 前項の目標額は、毎年度国の予算案が内定した段階で前条による各県連合会の新規事業要望額等を勘案して決定するものとする。
- 3 要領7の（1）に定められており、県連合会が行う、関係都道府県、地方農政局及び本会との協議は、前年度の2月末日までに行うものとする。
- 4 要領7の（4）に定められており、本会は、県連合会が策定した事業実施計画をとりまとめ3月末日までに農村振興局に報告するものとする。

(新規拠出金目標額の設定及び通知)

第6条 本会は、毎年度農林水産省から示された造成資金の額と前条第1項の事業実施計画の内の当該年度の新規加入計画とを勘案して、県連合会が当該年度から新たに拠出を開始すべき額の県連合会ごとの事業費の目標額（緊急整備補修に係るものを除く。）を設定し、各県連合会に通知するものとする。

(拠出金の拠出申込み及び通知等)

第7条 県連合会は、事業実施計画に基づいて当該年度から新たに拠出を開始しようとする土地改良区等別の資金の額（事業費分）を決定し、国の予算成立後、約款第3条の規定による適正化資金の拠出申込みを整備補修事業（一般型）にあつては別紙様式第1号、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業にあつては第1号の2により行うものとする。

- 2 本会は、前項の県連合会からの拠出申込みを受けたときは、全国的に調整の上、県連合会ごとの拠出金の額を決定し、整備補修事業（一般型）にあつては別紙様式第2号、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業にあつては、第2号の2により速やかに県連合会に通知するものとする。
- 3 整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の財政融資資金に係る利息相当額については、前項の通知とは別に、借入利息が決定したとき県連合会毎に事業費割合で割当を行い、利息相当額の拠出金の額を決定し、別紙様式第2号の3により県連合会に通知するものとする。

(交付金交付目標額の通知)

第8条 要領8による交付目標額の通知は、要綱第9の1の(2)の規定のとおり、本会が、土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会に諮り、運営委員会の答申に基づき、整備補修事業（一般型）にあつては別紙様式第3号、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業にあつては別紙様式第3号の2によるものとする。

2 本会は、交付金の交付目標額を設定するにあたり約款第9条による交付金調整の特別措置を行ったときは、当該特別措置の内容を関係県連合会に通知しなければならない。

（事業実施計画の変更）

第9条 第5条により決定した事業実施計画につき、次の各号に掲げる変更がある場合は、要領7の(5)に定められたとおり、関係都道府県、地方農政局及び本会と協議を行い、事業実施計画を変更しなければならない。

(1) 交付対象施設の変更

(2) 整備補修又は施設整備内容の重要な変更

ただし、土地改良区等からの拠出金の額の変更を伴わない場合においては、県連合会から本会に対する協議は、変更理由及び変更後の計画の届出に代えることができるものとし、第3項による変更届を提出するものとする。

なお、本会との協議は別紙様式第4号により行うものとする。

2 交付団体の名称に変更があった場合は、別紙様式第5号により本会に変更届を提出するものとする。

3 前2項に掲げる変更以外の変更があった場合は、別紙様式第6号により本会に変更届を提出するものとする。

4 本会は、第1項の変更につき同意する場合は、別紙様式第7号により通知するものとする。

5 緊急整備補修を実施する必要がある場合には、事業実施計画の変更について、要領7の(5)に定められている別紙様式第2の2により速やかに関係都道府県及び地方農政局と協議を行うものとする。

なお、本会との協議は、別紙様式第8号により行うものとし、本会はその結果を速やかに農村振興局に報告するものとする。

6 本会は、前項の協議につき同意する場合は、別紙様式第8号の2により通知するものとする。

（賦課金の賦課請求）

第10条 本会は、約款第4条の拠出金に係る賦課金及び同第11条の事務費に係る賦課金の賦課請求については、整備補修事業（一般型）にあつては別紙様式第9号、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業にあつては様式9号の2、緊急整備補修にあつては別紙様式第9号の3により、第7条第2項及び第3項の拠出金の額の決定通知があった後速やかに行うものとする。

（賦課金の納付等）

第11条 県連合会は、前条による本会の賦課請求に基づき、同条の賦課金を約款の定めるところにより本会に納付するものとする。

2 県の財政事情等により県の補助金（要綱第2の5の補助金をいう。以下同じ。）の交付が遅れるときは、県連合会は、資金拠出者の拠出金に県の補助金に見合う額の県連合会の余裕金又は借入金を加えて前条の賦課金を納付することができるものとする。ただし、この場合は、県の補助金交付が予定されていることを証する書面を添付するものとする。

（交付金交付申請）

第12条 要綱第6の3による交付金の交付申請は、別紙様式第10号（緊急整備補修にあつては別紙様式第10号の2）によるものとする。

- 2 前項の申請は、分割できるものとするが、原則、本会が別に定める期日に合わせて提出するものとする。
- 3 交付金の交付申請の額は、本会から通知した交付目標額をこえることはできない。

(交付金の交付決定)

- 第13条** 要綱第6の4による交付金の交付決定の通知は、別紙様式第11号（緊急整備補修にあつては別紙様式第11号の2）によるものとする。
- 2 前項の交付決定の通知は、県連合会の申請に即し分割してすることができるものとする。

(交付金の交付決定前の着手)

- 第14条** 事業は、原則として第13条第1項の交付金の交付決定後に着手するものとする。
- ただし、事業の効果的な実施を図るため、交付金の交付決定前に事業に着手する場合には、県連合会は、予め、別紙様式第12号の交付金の交付決定前着手届にその理由を明記し、本会あてに提出するものとする。

(交付金交付請求)

- 第15条** 要綱第6の6による交付金の交付請求は、別紙様式第13号（緊急整備補修にあつては別紙様式第13号の2）によるものとする。
- 2 前項の交付金の請求は、事業実施の実態に即して、事業実施者ごとに分割してすることができるものとする。

(交付金の交付)

- 第16条** 前条による交付金の交付請求があつたときは、本会は整備補修事業（一般型）にあつては、当該県連合会が第11条第1項による賦課金を納付していること、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の加入初年度にあつては、財政融資資金の借入が実行されていることを確認のうえ、当該交付金を交付するものとする。
- 2 前項により交付金を交付したときは、本会は別紙様式第14号（緊急整備補修にあつては別紙様式第14号の2）により当該県連合会に通知するものとする。

(補助金に係る経理の適正化)

- 第17条** 要領7の(1)の整備補修事業又は防災減災機能等強化事業への拠出を希望する土地改良区等は、市町村からの助成金（拠出金相当額を除く）がある場合は、県連合会に報告するものとする。
- 2 整備補修事業又は防災減災機能等強化事業実施者は、市町村から助成金（拠出金相当額を除く）がある場合は、次の手続きにより県連合会に報告するものとする。
 - (1) 要綱第6の1の交付申請においては、要領別紙様式第4の「その他」に記載するものとする。
 - (2) 要綱第11の実績報告においては、要領別紙様式第7の「その他」に記載するものとする。

(帳簿類の調製整理)

- 第18条** 本会は、次の帳簿を調製し、常時整理しておくものとする。
- (1) 要綱第8に規定する台帳（「整備補修事業及び防災減災機能等強化事業拠出金台帳」）
 - (2) 整備補修事業及び防災減災機能等強化対策事業関係会計の「収入・支払関係帳簿」

(整備補修事業（一般型）（緊急整備補修）の様式)

- 第19条** 整備補修事業（一般型）（緊急整備補修）に係る別紙様式は、以上による

ほか、別記 1 によるものとする。

(施設改善対策事業の様式)

第 2 0 条 施設改善対策事業に係る別紙様式は、別記 2 によるものとする。

(安全管理施設整備対策事業の様式)

第 2 1 条 安全管理施設整備対策事業に係る別紙様式は、別記 3 によるものとする。

(安全管理施設整備対策事業緊急整備補修の様式)

第 2 2 条 安全管理施設整備対策事業緊急整備補修に係る別紙様式は、別記 4 によるものとする。

附 則

この細則は、昭和 5 2 年 8 月 8 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 2 0 年 9 月 3 0 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 2 1 年 6 月 1 5 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 2 3 年 8 月 1 8 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 2 5 年 8 月 1 5 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 2 8 年 5 月 2 7 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 29 年 5 月 31 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 30 年 10 月 31 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和 2 年 8 月 28 日から実施する。

附 則

1. 変更後の細則は、令和 4 年 4 月 11 日から実施する。
2. 要綱第 3 の 2 に基づき、令和 20 年度以前に改良区等拠出金を拠出した資金拠出を行う適正化事業の取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。
3. 改正前の第 3 条に基づき包括的に申込みされたものについては、なお従前の例によることとする。

附 則

変更後の細則は、令和 5 年 5 月 19 日から実施する。

附 則

1. 変更後の細則は、令和 7 年 5 月 21 日から実施する。
2. 要綱第 3 の 2 に基づき、令和 6 年以前に改良区等拠出金を拠出した資金拠出者が行う適正化事業の取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。
3. 改正前の第 3 条に基づき包括的に申込みされたものについては、なお従前の例によることとする。

附 則

変更後の細則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。